

# 令和5年第2回 博多区選挙管理委員会

令和5年2月20日

## 議 題

### 1 議 案

議案第3号 選挙人名簿から抹消する者について

議案第4号 選挙人名簿登録の移替えの延期について

議案第5号 福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を郵便等をもって発送を開始する日について

議案第6号 福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を交付又は郵便等をもって発送を開始する日について

議案第7号 福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における特例郵便等投票のための投票用紙及び投票用封筒を郵便等をもって発送を開始する日について

議案第8号 福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒の交付場所について

議案第9号 福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時について

議案第10号 福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの方法について

### 2 その他

次回開催について

開催日時 令和5年3月1日(水) 10時00分～

開催場所 博多区役所8階 応接室

## 議案第3号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和5年2月20日

福岡市博多区選挙管理委員会  
委員長 石田 正明

1 抹消する者の数  
1,058人

内 訳

死亡者	215人
市外へ転出後4箇月を経過した者	843人

2 抹消する者の氏名等  
別紙のとおり

3 抹消年月日  
令和5年2月20日

(根拠)

・公職選挙法第28条の規定による。

# 抹 消 者 数 調

令和5年2月20日  
博多区選挙管理委員会

番号	投票区名	抹 消 者											
		死亡者			転出者			誤載者			合計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1	冷泉	5	2	7	16	13	29	0	0	0	21	15	36
2	奈良屋	4	3	7	36	25	61	0	0	0	40	28	68
3	御供所	1	1	2	4	6	10	0	0	0	5	7	12
4	大浜	1	2	3	15	13	28	0	0	0	16	15	31
5	千代第一	2	0	2	15	14	29	0	0	0	17	14	31
6	千代第二	2	3	5	6	9	15	0	0	0	8	12	20
7	吉塚	5	2	7	21	13	34	0	0	0	26	15	41
8	東吉塚	6	6	12	19	11	30	0	0	0	25	17	42
9	堅粕	6	6	12	37	26	63	0	0	0	43	32	75
10	東光	1	2	3	19	21	40	0	0	0	20	23	43
11	席田	4	6	10	15	6	21	0	0	0	19	12	31
12	月隈	5	7	12	11	11	22	0	0	0	16	18	34
13	東月隈	6	5	11	6	5	11	0	0	0	12	10	22
14	住吉	5	4	9	28	19	47	0	0	0	33	23	56
15	美野島第一	0	2	2	12	15	27	0	0	0	12	17	29
16	美野島第二	4	4	8	9	6	15	0	0	0	13	10	23
17	東住吉	3	2	5	35	35	70	0	0	0	38	37	75
18	春住	2	5	7	35	27	62	0	0	0	37	32	69
19	那珂第一	6	2	8	11	7	18	0	0	0	17	9	26
20	那珂第二	1	0	1	16	21	37	0	0	0	17	21	38
21	那珂第三	3	7	10	3	8	11	0	0	0	6	15	21
22	弥生	3	2	5	3	4	7	0	0	0	6	6	12
23	板付北	4	6	10	4	4	8	0	0	0	8	10	18
24	諸岡	4	2	6	10	0	10	0	0	0	14	2	16
25	板付	4	3	7	12	15	27	0	0	0	16	18	34
26	麦野	6	9	15	18	8	26	0	0	0	24	17	41
27	三筑北	2	0	2	11	9	20	0	0	0	13	9	22
28	三筑南	4	3	7	12	6	18	0	0	0	16	9	25
29	那珂南第一	8	5	13	15	12	27	0	0	0	23	17	40
30	那珂南第二	4	3	7	13	7	20	0	0	0	17	10	27
計		111	104	215	467	376	843	0	0	0	578	480	1,058
前回(令和5年1月20日)分		107	123	230	452	390	842	0	0	0	559	513	1,072

## 議案第4号

### 選挙人名簿の登録の移替えの延期について

令和5年4月9日執行の福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙に関し、選挙人名簿の登録の移替えを同選挙の期日後に延期する期間を次のように定める。

令和5年2月20日

福岡市博多区選挙管理委員会  
委員長 石田 正明

移替えを延期する期間

令和5年3月10日から令和5年4月9日まで

(根拠)

- ・公職選挙法施行令第17条ただし書及び地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令第1条の規定による。

## 議案第5号

福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を郵便等をもって発送を開始する日について

令和5年4月9日執行の福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を郵便等をもって発送を開始する日を次のように定める。

令和5年2月20日

福岡市博多区選挙管理委員会  
委員長 石田 正明

郵便等をもって発送を開始する日  
令和5年3月30日

(根拠)

- ・公職選挙法施行令第53条第1項及び第59条の4第4項の規定による。

## 議案第6号

福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を交付又は郵便等をもって発送を開始する日について

令和5年4月9日執行の福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を交付又は郵便等をもって発送を開始する日を次のように定める。

令和5年2月20日

福岡市博多区選挙管理委員会  
委員長 石田 正明

交付又は郵便等をもって発送を開始する日  
令和5年3月29日

(根拠)

- ・公職選挙法施行令第59条の5の4第7項の規定による。

## 議案第7号

福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における特例郵便等投票のための投票用紙及び投票用封筒を郵便等をもって発送を開始する日について

令和5年4月9日執行の福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における特例郵便等投票のための投票用紙及び投票用封筒を郵便等をもって発送を開始する日を次のように定める。

令和5年2月20日

福岡市博多区選挙管理委員会  
委員長 石田 正明

郵便等をもって発送を開始する日  
令和5年3月30日

(根拠)

・特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律施行令第1条第3項の規定による。

## 議案第8号

福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒の交付場所について

令和5年4月9日執行の福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒の交付場所を次のように定め、告示する。

令和5年2月20日

福岡市博多区選挙管理委員会  
委員長 石田 正明

福岡市博多区博多駅前二丁目8番1号  
福岡市博多区選挙管理委員会事務局

(根拠)

- ・公職選挙法第49条の規定による。



## 議案第9号

福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時について

令和5年4月9日執行の福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における博多区の投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定め、告示する。

令和5年2月20日

福岡市博多区選挙管理委員会  
委員長 石田 正明

- 1 場所 福岡市博多区博多駅前二丁目8番1号  
福岡市博多区選挙管理委員会事務局
- 2 日時 令和5年3月31日 午後5時30分から

(根拠)

- ・公職選挙法第175条第3項の規定による。
- ・市町村の議会の議員及び長の選挙における候補者の氏名等の掲示に関する規程（昭和30年福岡県選挙管理委員会規程第44号）第2条において準用する公職選挙法及び同法施行令等の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程（昭和30年福岡県選挙管理委員会規程第41号）第35条第3項

## 議案第10号

福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの方法について

令和5年4月9日執行の福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における博多区の投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの方法を次のように定める。

令和5年2月20日

福岡市博多区選挙管理委員会  
委員長 石田 正明

- 1 掲載順序は、くじにより定まった順に右端から順次左に行う。  
ただし、2段以上設けた場合は、右上欄から右下欄の順に、順次左に行うものとする。
- 2 くじの方法は、次のとおりとする。
  - (1) 候補者届出番号を候補者の固有番号とする。
  - (2) くじは候補者の固有番号と同じ数値を記載したくじ棒を用い、くじ箱から最初に取り出されたくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の候補者を掲載順序の第1とし、2番目に取り出されたくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の候補者を第2とする。  
以下、順次くじを行い、くじ棒が取り出された順序を当該くじ棒に記載された数値に符合する固有番号の候補者の掲載順序とする。

(根拠)

- ・公職選挙法第175条第3項の規定による。